

公益社団法人米子広域シルバー人材センター
令和6年度第2回理事会議事録

- 1 招集日時 令和6年10月9日(水)午後1時30分
- 2 招集場所 米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール(2階)
- 3 出席した理事(14名)及び監事(2名)

理事長(代表理事)	松岡 勉			
副理事長(代表理事)	矢倉 英雄			
専務理事	先灘 匡			
理事	田後 良文	塚田 容子	橋田 和久	近藤 均
	亀岡 吉郎	増田 広利	伊藤 正之	河上 丈二
	神庭 智恵子	岩川信一郎	崎谷 誠二	
監事	吉津 秀樹	塚田 武志		
- 4 欠席した理事(1名)

理事	森 和昭
----	------
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事
専務理事 先灘 匡
- 6 出席した事務局職員
主任 大久保 貴
- 7 議事録署名人

理事長(代表理事)	松岡 勉	副理事長(代表理事)	矢倉 英雄
監事	吉津 秀樹	塚田 武志	
- 8 開会 午後1時29分
- 9 議事の結果及び経過の概要

●報告事項

(1) 理事長等の職務執行状況について(令和6年3月25日以降)

○松岡議長(理事長) 次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 理事長等の職務執行状況について、本年3月25日以降の理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況を定款第24条第6項の規定により報告いたします。

まず、黒丸のものは、鳥取県シルバー人材センター連合会の定時総会、委員会等に関する職務執行状況です。

次に、毎月、原則、1日と15日に新規入会説明会に先灘が出席して入会の説明等を行っています。

次に、月ごとの職務執行状況を説明いたします。

まず、3月は、28日に令和6年度事業計画書等を鳥取県に、29日に令和5年度米子市補助事業等完了届出書をそれぞれ提出しました。

次に、4月は、1日に令和6年度米子市補助金等交付申請書を、8日に令和5年度国庫補助金実績報告書を、12日に令和5年度米子市補助事業等実績報告書をそれぞれ提出しました。

次に、5月は、1日に監査会、8日に第1回理事懇談会、15日に第1回理事会、30日に定時総会をそれぞれ開催しました。また、8日に令和6年度国庫補助金交付申請書を提出しました。

次に、6月は、3日に鳥取県に令和5年度事業報告等を提出しました。これは、毎年、6月末が提出期限です。5日に5月30日に開催された定時総会において役員等の報酬等の規程が一部改正されたため、鳥取県に対しその変更の届出をしました。26日に当センターの安全管理委員会に理事長と先灘が出席し、安全・適正就業の徹底等の周知確認をしました。28日に最低賃金の改定等に伴う配分金等の改定のため第1回配分金等検討委員会を開催しました。

次に、7月は、10日に第2回理事懇談会が開催されました。31日に第2回配分金等検討委員会が開催されました。

次に、8月は、19日に職能班長会議を開催しました。また、21日に県内4市シルバー人材センター事務局長会議が開催されました。29日に第3回配分金等検討委員会が開催されました。

次に、9月は、11日に第3回理事懇談会、25日に第4回配分金等検討委員会を開催しました。

最後に、10月は、1日に臨時職員の辞令交付を行っています。これは、現在2名の職員が病気療養で休暇をしており、現在6名体制になっておりますので、1名臨時職員を採用しました。これについては11月からフリーランス法の関係で事務量が増えることと、将来の当センターの事務局の体制の方向性を見据えた上で1名採用しました。最後に、本日、9日に第2回理事会の開催ということになります。以上が職務執行状況の報告です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

（2）新規入会正会員について（令和6年5月7日以降）

○松岡議長（理事長） 次に、（2）新規入会正会員についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回報告

します。

5月7日から9月30日までの入会についての報告です。この期間に入会された方の氏名等は一覧表のとおり合計21人です。うち男性が15人、女性が6人です。年齢別では、65歳から69歳までと75歳から79歳までの方が一番多くて7人ずつです。

また、令和6年度当初の523人から506人となり、17人の減となりました。うち入会が30人、退会が47人です。なお、10月9日現在で505人です。入会の内訳は、男性が20人、女性が10人です。本年度は、男性の入会を多くなっています。ただ、退会の人数が昨年と比較し多くなっており、男性が33人と多くなっています。

また、入会の申し込みについては若干多くなっていますが、就業して正会員になる方が少ないということで、入会の申し込みをしたけれども希望する仕事に就けないということで正会員に至っていない仮会員が多くなっています。ここらを解決しませんでした。なかなか会員が増えていかないということになります。会員が求めている仕事と実際にある仕事のギャップがあるという認識をしています。入会しても希望する仕事にしかつかないという方については、なかなか正会員になれません。ここらの就業機会の開拓、就業機会を作ることが大事になってきています。

令和6年度は入会説明会にいられた方の人数や入会申込をされた方は前年度とほぼ同じですが、8月まではかなり暑かった関係か32人しかいませんでした。9月、10月で25人の方に参加していただきました。

また、退会の理由としては、ご本人の病気が一番多く13人、ほかで就職した人が7人、介護が7人となっています。センターの責めというよりもご本人の関係での退会となります。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

○田子理事 希望職種の中に在庫管理がありますが、どういう職種ですか。

○先灘事務局長 派遣でコーヒー販売のUCCの在庫の管理です。

○伊藤理事 新規入会正会員数は21人ですが、下の表の9月末現在の入会者数は30人となっていますがどういうことか。

○先灘事務局長 下の表の入会者数の30人というのは、今年度の4月1日から9月30日までの人数で、上の21人は5月7日から9月30日までの人数です。4月1日から5月6日までに9人入会しているということで、その合計が30人ということです。

○伊藤理事 4月の分はなぜ報告がないのか。

○先灘事務局長 5月の第1回理事会で報告しています。

（3）令和6年度予算執行状況について（令和6年8月末現在）

○松岡議長（理事長） 次に、（3）令和6年度予算執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 まず、①8月末現在の予算執行状況ですが、8月末の累計の当期経常増減額については、5,396,693円のマイナスとなり、前年度と比較し赤字が

約102万円増えています。経常収益は受取事務費が令和6年度の事務費率を14.5から18%に引き上げたため193万円余り、約20%増えています。一方、支出の経常費用についても昨年の10月からインボイス制度が導入され、当センターでも仕入税額控除に対し20%分の消費税を支払う必要が出てきたので、租税公課が約150万円増えています。

支出は年度の前半が多くて後半になると少なくなります。逆に収益は、国庫補助金、派遣受託収益をはじめとして下期に入る予定になっており、どうしても前半の方が少なくなるという状況です。その関係で、②「特定資産・財政運営資金積立金(600万円)」の定期預金について、一時的に運転資金が不足するおそれがあったので、8月16日に400万円の定期を解約して普通預金に預け入れ運転資金に充当しました。最終的に年度末には黒字を見込んでいますので、400万円の定期預金については少なくとも年度末までに戻す考えです。当期経常増減額の状況を見て決定したいと思います。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。
（質疑なし）

（4）令和6年度受注実績について(令和6年8月末現在)

○松岡議長（理事長） 次に、(4) 令和6年度受注実績について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 今年度8月末現在の受注実績です。

まず、請負受注件数は計152件減少しました。特に個人・家庭からの受注件数が122件減っています。一般企業等についても若干減っています。ただ、契約金額は、配分金等見積基準単価の改定や事務費率の見直しにより111万円余り増加しており、1件当たりの単価が増えていることとなります。

職群別で言いますと、技能群の植栽が配分金で136万円余り、契約金額で230万円余り増加しています。一方、一般作業群の除草については契約金額が140万円余り減っています。これは、作業単価が上がることによるものではなく、注文から作業開始までの期間が数か月となり、待たなくなって断られるものが多いということです。

一方、派遣は、受注が6件増え、就業延人員も1,190人増えています。これは企業の人手不足によるもので、派遣契約金額は約30%増えています。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。
（質疑なし）

（5）フリーランス法の施行について

○松岡議長（理事長） 次に、(5) フリーランス法の施行について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 11月1日からフリーランスの取引に関する新しい法律「特定受託事

業者に係る取引の適正化等に関する法律」いわゆるフリーランス法がスタートします。

この法律は、個人で仕事を請け負う働き方をする者(フリーランス)が、安心して働ける環境を整備することを目的としています。ただし、シルバー人材センターで派遣の仕事をしている方は労働者となりますのでその対象となりません。要するに労働者かそれ以外かという区分けになります。

シルバー人材センターの会員は、個人で仕事を請け負う働き方をする者に該当します。この法律が施行されると何がかわるかということですが、施行前は、センター就業規約により就業を希望する会員との合意のもと、電話あるいは受注票により仕事を依頼していました。11月1日の施行後は、仕事の依頼は、会員との合意のもと、就業する前に就業条件等を決定し、各会員に対し書面又はスマートフォン等の電磁的方法により通知することが法律により義務付けられました。

全ての仕事について見積を行い、就業前に会員氏名、会員が業務内容について合意した日、仕事の内容、就業日又は期間、就業場所、報酬(配分金)の額、報酬(配分金)支払期日などの就業条件を決定する必要があります。

そこで、就業前に事務局に就業予定連絡をしていただくこととなります。書式を定めていますが、電話等で口頭での連絡もあり得ると思います。その際は職員がメモをして就業条件を作成し各会員に提示することとなります。

また、電磁的方法による取引条件を明示し、11月以降も継続して就業を提供していくため、「smile to smile」の登録をしていただき、そこで就業条件明示書が提示できることとなります。それ以外の方については、紙での提示になります。

班長については事務が煩雑になります。もちろん、事務局もこれまで班長に連絡すればよかったものが今後は各会員に伝える事務作業が増えます。説明は以上です。

○松岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑はございますか。

○崎谷理事 smile to smile には、就業予定報告の書式があるのか。

○先灘事務局長 就業条件明示書だけです。班長からの就業予定の報告は本日提示した書式か電話等での連絡になります。

○崎谷理事 スマホからの報告は、パソコンと違いかなりしんどいと思います。

○先灘事務局長 パソコンからのメールが一番楽かと思います。できなければ、ファックス、電話になります。

○河上理事 Line での画像はどうか。

○先灘事務局長 かまいません。分かればいいので、要するに内容が分かればいいという認識です。

○松岡理事長 当日キャンセルがあった場合はどうするのか。

○先灘事務局長 後日報告いただければ結構です。当然あり得ることですので、あくまでも予定を事務局に連絡していただくこととなります。

○崎谷理事 Line のグループはどうか。

○先灘事務局長 これについては、個別に相談させてください。詳しくは後でさせて

ください。

○伊藤理事 このやり方は職能班長会を開催して様式等について説明しますか。

○先灘事務局長 植栽の各班のトレイに書式は入れています。このやり方については、8月の職能班長会議で書式が決まりましたらまたご案内しますということにしていますので、今回は職能班長会議を開かずに書式を提示し依頼することになります。

○河上理事 書式は最低限の記入方式にしてほしい。

○先灘事務局長 最低限の予定の報告をしていただくということになります。網羅しなければならぬことの報告をお願いします。就業条件明示書が作成できませんので、あくまでも予定をご報告いただきたい。

○伊藤理事 1週間単位とか簡便な方法はできないのか。

○先灘事務局長 職能班長会議で1週間まとめて云々ということも説明しましたが、なかなか天候の具合などで日程が組めないということから1件ずつがいいのではないかとということでしたので、まとめてはなかなかしにくいという意見が多かった。

(6) 事故の発生状況について

○松岡議長（理事長） 次に、(6) 事故の発生状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和6年度の傷害事故と賠償事故の発生状況ですが、傷害事故が5件、賠償事故が6件ありました。庭木の手入れ、家庭の掃除、屋外軽作業で傷害事故がありました。また、9月30日に剪定の際に、足場の設置途中で三脚脚立から落ちて膝を骨折する事故がありました。賠償事故については、除草と庭木の剪定が多くなっています。作業の手順の途中であったもの、除草の場合は、飛び石、タイヤを破損させたというものがあり、バラス敷のところでの刈払い機を使った作業を行うかどうかについては検討課題としています。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

○増田理事 賠償事故の3番目ですが、自動車のボディの擦り傷ということがありますが、保険会社から支払われたものの残りはどういうことにされたのか。

○先灘事務局長 残りについては、班の方で弁償しました。

●決議事項

第1号議案 配分金等見積基準単価の改定について

○松岡議長（理事長） 次に、4 決議事項、第1号議案 配分金等見積基準単価の改定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第1号議案 配分金等見積基準単価の改定については、配分金等見積基準単価の改定について、理事会の決議を求めるものです。当該議案の内容

については、いずれもセンター配分金等検討委員会の審議結果に基づき提案するものです。

まず、配分金等検討委員会の協議結果ですが、今回、4回の委員会を開催しています。委員会構成は8人となります。

議事の内容としては、1、配分金等見積基準単価時間額の最低額について、本年10月5日から鳥取県最低賃金の時間額が、900円から957円に改定されることに伴い、配分金等見積基準単価の時間額の最低額について、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」及び「配分金規約」を参考に、また、最低賃金時間額の上昇幅が他の指数等と比較し大幅に増加しており、特に個人・家庭の発注者側の事情を参考に、それぞれ検討し、最低賃金時間額が改定された分については改定すべきという意見が多数を占めましたので、現行の900円から960円に改定することが確認されました。

次に、2番目として、班長及び高い技能や経験年数を考慮した配分金等見積基準単価については、植栽班の方からここ数年見直しをしていないということから見直しをすべきだということがあったので、昨年度の3月の理事会で報告しましたが、6年度に入って10月をめぐってこの件については検討していくということを確認しましたので、配分金等検討委員会で検討をしたということです。

結果的には、フリーランス法の施行等もあって受注段階での下見とか見積など、発注者等との調整が厳格になるということから、班長への負担が大きくなるので、最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の時間額に100円を加算することが確認されました。

3番目として、ここ数年最低賃金の関係で見直しをしていましたが、全く見直しをしていなかった職種がありましたので、今回これについても配分金等見積基準単価を改定していこうということで、襖・障子・網戸の張替、筆耕、清掃作業、墓地清掃、除草作業、植栽作業、技能の配分金等見積基準単価を審議し改定することとしました。

4番目としては、配分金等見積基準単価の改定により発注者への負担が大きくなりシルバーへの発注を取りやめてしまうという懸念がありました。

5番目として、除草作業の受注が減っているのは、作業単価が上がることによるものではなく、注文から作業開始までの期間が数か月となり、待たなくなって断られるものが多い。年配の方、困っている方を優先して行いたい、とにかく人手不足でできない。新たにこの除草作業に加わって仕事をしていただける方がいない。入ったとしてもこの夏の暑さ等でもうできないということで、やってみただけだめだという方も結構おられました。なかなか除草作業に携わる方が増えないという状況で人手不足が続いています。余裕をもって作業ができる方法の検討の必要性の意見を訴えられました。これが主な意見で、施行を令和7年4月1日とすることが確認されました。

次に、今回改定する案を掲げています。1番目としては、配分金等見積基準単価時間額の最低額の改定を鳥取県の最低賃金の改定に伴い960円に改定するという案

です。

参考までに、令和2年度から令和7年度までの鳥取県最低賃金と配分金等見積基準単価等の年度別比較表を掲げています。令和2年度、3年度の配分金等見積基準単価時間額の最低額が800円だったものが、令和7年度には960円ということで、2割の引き上げということになります。その間、令和4年度と令和6年度には事務費率の見直しもしておりますので、契約金額は3割近く上昇している状況です。

また、シルバー人材センターの適正就業ガイドラインと配分金規約を掲げていますが、これらに基づき今回検討しています。適正な料金水準に設定ということで、料金を同種の業務を行う民間事業者の価格に配慮し、著しく低い水準とならないように設定し、民業圧迫とならないように設定する必要があります。また、請負、委任の業務に従事する場合、最低賃金法は適用されませんが、配分金の総額を標準的な作業時間で除した額は、原則として最低賃金を下回らない水準を勘案したものとする必要があります。配分金規約では、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。というものを参考にし、さらに、最低賃金時間額の上昇幅が他の指数等より増加しており、特に個人・家庭の発注者側の事情を加味し検討した結果、今回960円に改定したいという案です。

次に、2として、班長及び高い技能や経験年数を考慮した配分金等見積基準単価の設定については、最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価等に100円を加算したものとする案です。

次に、3として、ここ数年改定していなかった職種別配分金等見積基準単価の改定案を載せています。いずれも施行については、令和7年4月1日としています。

最後に、これらの改定案を一覧表にまとめた単価表を載せています。

説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

○吉津監事 配分金等検討委員会の協議結果の3、議事の概要の(2)班長及び高い技能や経験年数を考慮した配分金等見積基準単価の説明ですが、一つの文章になっていて、はっきりよく分からないので簡潔にできないものか。

○先灘事務局長 班長及び高い技能や経験年数を考慮した配分金等見積基準単価についての検討するきっかけをまず説明しています。植栽班からその話が出て、現状、班長、班長代行を含めた単価表が設けられています。ここ数年、見直しをしていなかったのも、これについて見直しをしてもらえないかということが本年の1月下旬の職能班会議で出ましたので、その経過を書いています。

併せて、フリーランス法が施行されるので、これに併せて他の職種についても班長に対する負担が大きくなるので、これについても検討する必要があるということがあるので、令和6年3月の理事会で報告し、令和6年度の10月をめぐりにこれらについて検討して結論を出しますということです。

そこで、フリーランス法の施行によりどのような負担が出てくるのかを説明しています。要するに就業条件の明示書を作らなければならないので、就業するまでに事前に事務局に報告をしていただき、それを会員に対してすることになると、班長の負担がかなり大きくなりませんかということから、その負担に対し定額で100円加算してこうというのが検討委員会での結論になりました。それに基づいて理事会に提案させていただいたということで、文章がたしかに続いていますので、もう少し箇条書きにして今後記載したいと思います。

説明すると長くなりますが、経過とフリーランス法と班長の責任について書かせていただきました。そういう趣旨の文章です。今後簡潔にするようにします。

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第2号議案 組織活動助成金交付規程の一部改正について

○松岡議長（理事長） 次に、第2号議案 組織活動助成金交付規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 組織活動助成金交付規程について、以下のとおり、一部改正しようとするものです。

この規程の中で、受注した仕事に係る下見、見積、会員との就業の連絡調整、就業後の確認や就業報告などに対し、第1号議案で、令和7年4月1日から班長及び高い技能や経験年数を考慮した配分金等見積基準単価について、基準単価に100円を加算するということを決められたことに伴い、組織活動助成金交付規程第4条第2項に規定しています「就業現場の事前確認、就業に関する連絡及び調整、就業後の確認のため、2名以上の会員が継続的に複数の受注に対応する活動及び個別の受注契約においてその経費・役務に対応する対価を組込むことが通例の就業分野に対して交付する基礎額2,000円」について、当センターから班に基礎額を交付することは、第1号議案の内容と重複しています。また、組織活動助成金は会計上法人会計になり、配分金の関係、シルバー事業は公益目的事業ということで会計が別々になります。これまで法人会計から班長の対応に対しシルバー事業の仕事に助成金を交付していたという矛盾もありますので、この規定については、削除しようとするものです。

施行は令和7年4月1日にしようとするものです。毎年度、班長に2,000円を交付していますが、今年度で終了させていただきたいと思います。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○松岡議長(理事長) それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○松岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

●その他

○松岡議長(理事長) 最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次期定例理事会は、来年、令和7年3月21日(金)に第3回の理事会を予定しています。これについては、米子市と日吉津村の議会の日程等で前後する可能性があります。予定としては、3月21日(金)を予定しています。決定次第開催通知します。説明は以上です。

○松岡議長(理事長) 他にはございませんか。

(質疑なし)

○松岡議長(理事長) ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第2回理事会を閉会いたします。

10 閉会 午後2時36分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第39条第2項の規定により、
記名押印する。

令和6年10月23日

理事長(代表理事) 松岡勉

副理事長(代表理事) 矢倉英雄

監事 塚田武志

監事 吉津秀樹